

台風等による警報発令時の措置について

1 スクーリング

- (1) 本校スクーリングの場合、松山市に暴風警報、暴風雪警報、特別警報が発令された場合、
 - ア 午前7:00以降に発令されている場合、午前中、臨時休業とする。
 - イ 午前10:00以降に発令されている場合、午後、臨時休業とする。
- (2) 協力校スクーリングの場合、宇和島市、大洲市、新居浜市、今治市に発令された場合、(1)に準じる。

2 試験

午前10:00の段階で、各開催地域で発令されている場合、その会場校での試験は、原則として臨時休業とし試験は延期する。

3 注意事項

- (1) 臨時休業が学期に2日以上となった場合、2日目以降のスクーリングについては振替日を設ける。
- (2) 暴風警報等が発令されていなくても、安全確保のために臨時休業とすることもあるので、荒天時のスクーリングの実施については、松山東高校通信制のホームページで確認すること。
- (3) 台風等で臨時休業になることがあることも考慮し、それによって出席不足とならないようスクーリングの計画を立てること。